令和５年１２月６日

お得意先様　各位

株式会社プロルート丸光
保全管理人　弁護士　　山　本　幸　治

会社更生手続開始の申立てのお知らせ及び今後の店舗営業について

謹啓　時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。
　弊社に対し、平素より格別のご厚情とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、突然のことで誠に恐縮ではございますが、弊社は昨日 12 月 5 日、大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同庁に受理されました。
　創業以来、皆様のご援助を賜りながら、今般、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。

　今後は、大阪地方裁判所の監督の下、調査委員に選任された小林あや弁護士による調査に協力しながら、事業支援者（スポンサー）の募集手続を開始し、従業員一丸となり弊社の早期の事業再建に向けて最大限の努力を図ってまいる所存です。
　また、この度、弊社は会社更生手続開始の申立てを行いましたが、今後も弊社の店舗営業は、従前と変わらず継続してまいります。
　皆様方には引き続きご支援・ご協力を賜りますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白